

議案第21号

多可町中小企業等振興基本条例の制定について

多可町中小企業等振興基本条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

平成29年3月2日提出

多可町長 戸田善規

多可町中小企業等振興基本条例

平成 年 月 日
条例第 号

(目的)

第1条 この条例は、中小企業等の振興に関する基本理念を定めるとともに、町の責務等を明らかにすることにより、中小企業等の振興に関する施策を総合的かつ継続的に推進し、その経営基盤の強化並びに事業の持続的な成長及び発展を図り、もって地域経済の活性化並びに町民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げるもので、町内に主たる事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者で、町内に主たる事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 大型店 店舗面積が1,000平方メートルを超えるものをいう。
- (4) 中小企業等 中小企業者、小規模企業者及び大型店をいう。
- (5) 中小企業等関係団体 商工会その他中小企業等を支援する団体をいう。
- (6) 金融機関 銀行、信用金庫、信用組合その他の金融業を営む者をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業等の振興は、中小企業等の成長発展及びその事業の持続的発展が図られることを旨として行われなければならない。

- 2 中小企業等の振興は、中小企業等の経営の向上及び改善に対する主体的な努力の促進を基本として行われなければならない。
- 3 中小企業等の振興は、中小企業等が地域の経済及び雇用を支える担い手として重要な役割を果たしているという基本的な認識の下に行われなければならない。
- 4 中小企業等の振興は、国、県、中小企業等関係団体の協力を得ながら、町、中小企業等及び町民が一体となって推進しなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念に基づき、中小企業等関係団体と連携を図りながら、中小企業等の意見を的確に反映するよう協議するとともに、中小企業等の振興に関する施策を実施するよう努めるものとする。

- 2 町は、前項の施策を実施するために必要な財政上の措置を講じ、中小企業等に対する支援を行うよう努めるものとする。
- 3 町は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、公正な競争性を確保しつつ、予算の適切な執行に留意しながら、町産品の利活用の促進及び地域社会の発展に取り組

む中小企業等の受注機会の促進に努めるものとする。

(中小企業等の役割)

第5条 中小企業等は、経済的社会的環境の変化に対応して、自主的な努力及び創意工夫により経営の向上に努めるものとする。

2 中小企業等は、地域社会の担い手として、その事業活動を通じ、地域経済の発展及び町民生活の向上に貢献するよう努めるものとする。

3 中小企業等は、地域経済の振興を図るため、町産品の積極的な利活用及び中小企業等関係団体に積極的に加入するよう努めるものとする。

(中小企業等関係団体の役割)

第6条 中小企業等関係団体は、第3条の基本理念に基づき、中小企業等の経営の向上及び改善に資するため、相互に連携を図りながら積極的な支援を行うよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第7条 金融機関は、第3条の基本理念に基づき、中小企業等の経営努力を支援するよう努めるとともに、町が実施する中小企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(町民の役割)

第8条 町民は、中小企業等が地域社会の発展及び住民生活の向上に重要な役割を果たしていることを理解し、町内で生産、製造、加工、又は販売する产品及び提供するサービス等を利用することにより、中小企業等の成長発展を促すよう努めるものとする。

(経営の向上及び改善)

第9条 町及び中小企業等関係団体は、中小企業等の経営の向上及び改善のため、新たな商品や役務の開発及び販路の開拓のための支援、その他の必要な施策を講ずるものとする。

(新事業展開の促進)

第10条 町及び中小企業等関係団体は、中小企業等による新たな事業展開の促進を図るため、中小企業等がその事業基盤を町内に維持しつつ行う国内外における事業展開への支援、その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保及び育成)

第11条 町及び中小企業等関係団体は、中小企業等の事業活動を担う人材の確保及び育成を図るため、雇用の促進並びに職業能力の開発及び向上のための支援、その他の必要な施策を講ずるものとする。

(資金の円滑な供給)

第12条 町は、中小企業等に対して資金の円滑な供給を図るため、融資制度及び信用補完事業の充実、その他必要な施策を講ずるものとする。

(計画の策定及び見直し)

第 13 条 町は、中小企業等の振興に資する施策を総合計画に登載し、その成果を評価検証して、定期的に見直すものとする。

(委任)

第 14 条 この条例の施行に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

